

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の廃止の届出

○県営土地改良事業の工事の完了

○都市計画変更案の縦覧

○指定管理者の名称の変更

公 告

○開発行為に関する工事の完了(三件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

正 誤

○宮城県公報第二四四七号中

告 示

○宮城県告示第四百十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり指定を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四三二二〇〇二三七	ボレボレ 登米市石越町南郷字小谷地前一番一号	医療法人財団 姉齒松風会	平成二十五年 三月三十一日

ページ

○宮城県告示第四百十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
川崎東部	経営体育成基盤整備事業	平成二十五年一月三十日
仙南東部2期	広域営農団地農道整備事業	平成二十五年三月十九日

○宮城県告示第四百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・一・一三一号八幡築港線

三・三・二三一号清水沢多賀城線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

多賀城市中野字上小袋田の一部

2 廃止しようとする土地の区域

多賀城市町前一丁目の一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)、多賀城市役所(建設部都市計画課)

四 縦覧期間

平成二十五年五月七日から平成二十五年五月二十一日まで
五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第四百二十号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七條の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があつた。
平成二十五年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称
仙塩流域下水道

二 変更事項
指定管理者の名称

変 更 後	変 更 前
一般財団法人宮城県下水道公社	財団法人宮城県下水道公社

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年五月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町赤沼字大貝九十三番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市月見ヶ丘六番十号
社会福祉法人萩の里

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

登米市登米町登米字寺池馬場坪七百七十四番一、七百七十四番二、七百七十五番一、七百七十六番、七百七十七番及び七百七十九番一
登米市追町佐沼字江合三丁目十六番地二
社会福祉法人惠泉会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字七反谷地四百二十四番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字七反谷地四百三十番地
清水 仁

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十五年度県債三一地震災五〇二五〇一〇一号

2 工事名 北上運河河川災害復旧工事（その一）

3 施工場所 一級河川鳴瀬川水系北上運河 東松島市矢本字板取地内外

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十八年三月二十五日まで

5 工事概要 復旧延長 三、八二〇・八メートル

築堤盛土 一七九、〇三〇立方メートル

法覆護岸工 六六、一一〇平方メートル

矢 板 工 （二〇H・二五H 三×九メートル）九、三六六枚

根 固 め 工 （捨石五〇×二〇〇キログラム）二六、三五三立方メートル

階 段 工 四六箇所

側溝工（自由勾配側溝三〇〇×四〇〇〜七〇〇）三、五三三メートル

- 6 予定価格 六、四六四、七〇一、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) この入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となつていないこと。

(8) 経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

(3)

又はこれに準ずる者をこの現場に専任で配置できること。
(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 〇二二二二二一三三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十五年五月七日(火)から平成二十五年五月十七日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十五年五月七日(火)から平成二十五年六月十八日(火)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十五年六月十九日(水)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年六月二十一日(金)午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十五年五月七日(火)から平成二十五年五月十七日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。
七 入札の無効

本人札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入

札書に記載すること。

5 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格を得ていない者も四により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けなければならぬ。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下二階）において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Service Required : Kitakami River restoration work 1st stage

2 Deadline for Submission of Bid Application Forms May 17, 2013. 5 : 00 pm.

3 Deadline for Bids (by mail) : June 19, 2013. 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, Japan. Tel.: 022-211-3336

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十五年度県債三二一地震災五〇二五〇二二号

2 工事名 北上運河河川災害復旧工事（その二）

3 施工場所 一級河川鳴瀬川水系北上運河 東松島市浜市字須賀松地内外

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十八年三月二十五日まで

5 工事概要 復旧延長 四、三二〇・九メートル

築堤盛土 一〇一・七九〇立方メートル

法覆護岸工 五五、二二二平方メートル

矢 板 工 (一〇H・二五H 七・五)九 〇メートル) 四、八〇〇枚

根 固 め 工 (捨石五〇)二〇〇キログラム) 三一、八六六立方メートル

階 段 工 四 四 箇 所

- 6 予定価格 五、一八九、九二七、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係者を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) この入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

又はこれに準ずる者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 〇二二二二二一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十五年五月七日(火)から平成二十五年五月十七日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十五年五月七日(火)から平成二十五年六月十八日(火)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十五年六月十九日(水)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年六月二十一日(金)午前十時三十分

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十五年五月七日(火)から平成二十五年五月十七日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができ。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。
七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入

札書に記載すること。

5 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格を得ていない者も四により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下二階）において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Service Required : Kitakami River restoration work second stage

2 Deadline for Submission of Bid Application Forms May 17, 2013, 5 : 00 p.m.

3 Deadline for Bids (by mail) : June 19, 2013, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, Japan. Tel.: 022-211-3336

正 誤

○宮城県公報第二四四七号（平成二十五年四月九日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	上	一八	栗原市栗駒沼倉耕英南二の一三	栗原市沼倉耕英南二の一三